

2. 魚類へい死時の処理手順

魚類へい死事故時の措置は『公共用水域の水質異常発生の防止および水質異常の発生時における緊急連絡措置要領』（参考資料）を基本とし、以下の手順で実施する。

(1) 連絡

魚類へい死事故が発生した場合の連絡体制は、原則として図1のとおりとし、以下の要領で行う。

- ① 魚類へい死事故に関する窓口は、市町村の環境保全担当課または県環境保全課とする。
- ② 通報もしくは連絡を受けた市町村の環境保全担当課または県環境保全課は、その内容に応じてそれぞれ他の市町村、関係部局および機関等に連絡する。

なお、九頭竜川、北川については、『九頭竜川・北川における緊急時（異常水質等）通報連絡要領』（九頭竜川・北川水系河川水質汚濁防止連絡協議会 平成3年7月策定）に基づき、近畿地方建設局福井工事事務所に連絡する。

- ③ 関係部局および機関等において魚類へい死を発見したとき、または住民等より通報を受けたときには、直ちに関係市町村の環境保全担当課もしくは県環境保全課に連絡する。

(2) 現地調査

通報または連絡を受けた市町村の環境保全担当課、県環境保全課または県環境センターは本手引の現地調査要領に従い、現地調査を行う。

現地調査と併せて、現地調査要領の方法により河川水、工場排水およびへい死魚の採取を行い、速やかに県環境センターに搬入する。

(3) 分析

県環境センターは、現地調査時に採取されたへい死魚および河川水等の分析を行う。

(4) へい死原因の推定・検討および対策

県環境センターは、現地調査および分析結果をもとに、へい死原因の推定および検討を行う。

また、市町村の環境保全担当課または県環境保全課は、必要な対策を講ずる。

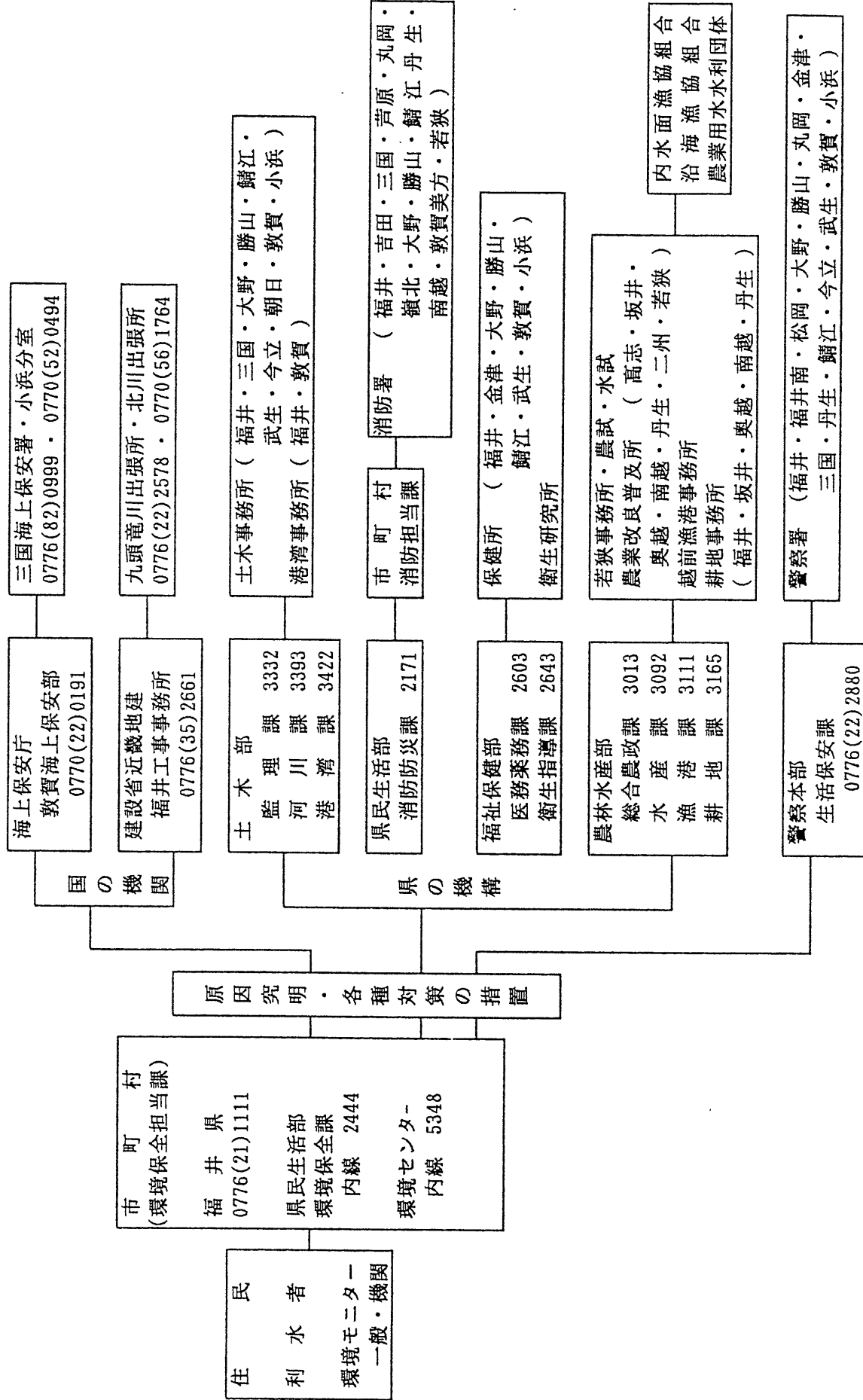


図1 公共用水域の水質異常発生防止および水質異常の発生時における緊急連絡措置要領